

平成29年度スクールバスの運行について

1. 基本理念

- (1) 児童・生徒の登下校は保護者の責任においてなされるものである。
- (2) スクールバスは原則として児童・生徒が安全に、かつ安心して登下校するために運行する。また、必要に応じ校外学習等に利用する。
- (3) スクールバスの運行に関する業務は、T L S社に外部委託する。
- (4) バスルート並びにステーションは、安全確保、法令順守、利用者数最大化を主目的とし、効率的かつ公平なルートにすることを念頭にT L S社によって決定される。

2. スクールバス運行上の留意事項

- (1) スクールバス利用希望者は「平成29年度スクールバス利用申請書」を学校に提出する。スクールバスは年間利用を原則とする。ただし、転居によりバスが利用できなくなる場合及び、転出する場合は除く。
- (2) バス変更、保護者乗車は不可とし、児童生徒の乗車又は乗車キャンセルのみとする。
- (3) スクールバス利用希望の新入生・転入生の保護者は、学校経由でT L S社へ申請する。転居・転出に伴い、バスを利用しなくなる場合は、速やかに学校経由でT L S社に申し出る。
- (4) 登校時、ダイヤ表に示された定刻にステーションに来ない場合、バスはT L S社ルールに則り、2～3分待って出発する。
- (5) 下校時の出迎えは、小1～小3は原則、保護者の出迎えを必要とする。下校時にステーションに保護者がいない場合は、適宜その場で添乗員若しくはコーディネーターから保護者宛に連絡をとり対応する。万一、保護者と連絡が付かない場合は学校に連れ帰り、保護者が学校に迎えに来る。
- (6) 毎週特定の曜日にバス利用をキャンセルする場合は、SMS等でコーディネーターに事前に連絡する。
- (7) ダイヤ表に示されている出発時刻や到着時刻はあくまで目安であり、余裕をもってステーションに行く。
- (8) 変更・要望等は直接コーディネーターに申し出るものとし、T L S社が対応する。ただし、当該要望により、出発/到着時刻の大幅な変動やバス料金に変更が生じる恐れがある場合は、T L S社が学校と協議し対応する。

3. スクールバス費用及びその徴収

- (1) スクールバスを利用する場合は、バス費用として、年額168,000ルーブルを3期に分け、学校が徴収する。(月額14,000ルーブル、5月、9月、1月にそれぞれ4か月分をまとめて徴収する。)
- (2) 転出入時のスクールバス費の徴収については、規定額を月割り計算で徴収する。また、転居によりバスの利用ができなくなる場合、利用月までの規定額を月割り計算で徴収する。